

株式会社あいづやの「商慣行見直しに向けた取組宣言(自主適合宣言)」

株式会社あいづやは、「商慣行見直しに向けた取組宣言(自主適合宣言)」を『取引適正化宣言』として、ここに宣誓致します。

令和6年5月1日

株式会社あいづや

代表取締役 加藤 貞政

株式会社あいづや『取引適正化宣言』の要旨

- 弊社は、これ迄も「取引適正化」を重視して参りましたが、より一層「取引適正化」「料金透明化」に努めて参ります。
- 2024年4月2日の「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)」で掲げられた『3つの改革』に於ける制度見直しの方向性を理解し、遵守する様、努めて参ります。
3つの改革
 - 過大な営業行為の制限
正常な商習慣を超える利益供与やお客様の事業者選択を制限する契約の締結は行いません。常に、取引適正化を意識して参ります。
 - 三部料金制の徹底
基本料金・従量料金・設備料金を検針票等で明示します。但し、「警報器リース料」は、これ迄通り、分かり易く分けた表示となります。
 - LPガス料金等の情報提供
賃貸住宅の入居希望者に、不動産管理会社と連携して、賃貸借契約書締結前にLPガス料金表を確認頂ける様、努めて参ります。また、お客様が料金の確認を求める際は、迅速に対応し、料金透明化に努める所存です。
- 地域密着型の経営に尽力し、災害等有事に迅速に対応出来る様努めます。
- 保安を重視し、お客様に安心してLPガスをお使い頂ける様努めます。
- 当該「取引適正化宣言」に関して、社内での情報共有に努め、お客様等からのご質問、ご要望に、迅速にお応え出来る体制を整えて参ります。
- 万一、弊社の「取引適正化宣言」を修正・改正する際は、改めて周知申し上げます。

以上